

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

マイナンバー制は招福のカードか 評判は導入の経済効果が見えない

1億人の国民一人一人に番号(マイナンバー)が割り振られるマイナンバー制度が安倍政権で再び動き出した。3月1日、同法案は衆議院に提出され、早くも3年後には社会保障制度がシステム統合される。すると国民には背番号のような数字が通知される予定。

政府の狙いは、「社会保障と税における給付と負担を一元的に管理することで『国民の公平性』を担保するとともに、行政サービスの効率化による『国民の利便性向上』を目的とする」との二大眼目がある。そこで、何がメリットなのか検証したい。

マスコミ各紙の論調は、「自分が年金や保険料、所得税にいくら払ったか等を一括で確認できるから、カード1枚で年金手帳、健康保険証、介護保険証に早変わり」、年金や生活保護の受給額もわかり「収支」の管理が楽ともいう。また、結婚や姓名変更、転居でも継続して記録管理でき、確定申告や各種証明書の添付も省略できる、などといったものだ。

一方、役所の仕事が、たとえば生活保護費の不正受給を防止する、労働収入の無申告、年金、保険金の無申告など、納税者の不正行為を捕捉しやすくなる。確かにこれは『国民の公平性』には寄与するが、ICTによるシステム構築やメンテナンスに1兆円規模の費用が必要ともいわれる。

国民の納得を得るには『利便性向上』だけでなく、制度導入による経済効果など目に見える直接的な効果が待たれる。

2013年度税制改正法案を国会提出 年度内成立の可能性が大きくなる

政権交代の影響で、税制改正大綱の決定が1ヵ月以上遅れたことから、成立が大幅に遅れることが予想されていた2013年度税制改正関連法案だが、年度内に成立する可能性が大きくなってきた。

政府は3月1日、2013年度税制改正関連法案を、共通番号制度関連法案(マイナンバー法案)とともに閣議決定し、同日国会に提出した。この背景には、民主党が法案成立に向けて自民、公明両党と合意したことがある。

自民、公明、民主3党は2月22日、2013年度税制改正関連法案について、「年度内成立に最大限努力する」との合意文書に署名した。合意の条件として、民主党は、(1)教育資金の非課税贈与枠の拡大、(2)交際費支出を非課税で損金算入できる特例措置の拡大などを法案付則に新たに追加することを主張。これを自民、公明両党が受け入れたことから、民主党は、2013年度税制改正関連法案の年度内成立に賛成する意向を示している。

2013年度税制改正関連法案の内容は、景気浮揚のため、生産等設備投資促進税制や所得拡大促進税制の創設など法人に対する減税措置が柱となっている。

加えて、そもそも、増税となる所得税の最高税率の引上げや相続税の基礎控除の引下げなどは、民主党政権下で提案されていたものだけに、最大野党の民主党としても反対しづらいことから、年度内成立の可能性が大きくなったといえよう。

今週のキーワード

マイナンバー法案

野田政権が税と社会保障の一体改革の中で推し進めた共通番号制度で国民IDともいう。しかし安倍政権では提出された法案から「マイナンバー」の言葉が消えているようだ。つまり正式な呼称がないまま、とにかく前政権の法案は形骸化するところだったが復活した。安倍政権ではマイナンバー法案は、その中身で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」と決定して提出された。しかし前回同様、公募で表現しやすい簡略化した名称が必要だろう。